

13. 税制

以下はチェコの税制に基づくものであるが、二重課税防止条約（日本とは1978年締結）で納税者により有利な規則が適用される場合がある。

現行のチェコ税制は1993年1月に導入された。急速な経済発展に対応するため、頻繁な法改正が行なわれている。

チェコに於ける全ての納税者には以下の税が課せられる：

項目	税率
法人税	2010年以降は19%。特定の納税者は5%の法人税が適用される（年金基金、投資ファンド）。
個人所得税	2011年は一律15%
付加価値税(VAT)	2010年から10%（食料品、書籍、特殊ヘルスケア用品）と20%（大部分の商品とサービス）
物品税	ガソリン、石油派生品、アルコール（ビール、ワイン、その他）、たばこ
道路税	ビジネス目的に利用する場合、乗用車は1,200 - 4,200 コルナ、トラックは1,800 - 50,400 コルナ
不動産税	不動産の種類、場所、用途により異なる
不動産譲渡税	一律3%
相続税及び贈与税	1%（相続税0.5%）から40%（相続税20%）までの累進課税
エネルギー税	2008年1月1日より電力、天然ガス及びその他のガス、固形燃料供給に課せられる

法人税と個人所得税

チェコにおける税法上の居住者は全世界所得が、チェコにおける税法上の非居住者の場合はチェコ源泉の所得のみが課税対象となる。

個人は、チェコ国内に永住用の住居（すなわち、永久に居住する意思が読み取られる住居）または「通常の住居」（すなわち、暦年183日以上滞在するチェコ共和国内の住居）がある場合、チェコにおける居住者とみなされる。

法人は、チェコ共和国内に登録のある場所、または実質的に運営されている場所として所在する場合、居住者とみなされる。

法人税

法人税及び減価償却については、後述 Fact Sheet No. 14 を参照。

チェコ国内での役務の提供

恒久的施設とは、チェコ国内で事業活動を行なう外国企業の課税主体をいう。

恒久的施設は、法人ではないものの、外資系企業の課税対象ではある為、税務当局への登録が義務付けられている。

外国企業の出向者がチェコで連続12カ月のうち6ヶ月以上（183日以上）役務提供のため派遣された場合、外国企業の恒久的施設が設置できる。一人以上の出向者が同時にチェコ国内に滞在する場合、183日間の期限が全ての出向者に適用され、183日の一日とカウントされる。各国の二重課税防止条約により恒久的施設設置に関する条件が変更できる。

チェコ国内所在の施設

外国企業がチェコ国内で商業施設（事務所、作業場、生産施設、販売店等）を設けた場合も、恒久的施設と見なされる。この場合は183日間の期限とは関係なく恒久的施設と見なされる。

各国の二重課税防止条約によりチェコにおける外国企業の恒久的施設設置に関する条件が変更できる。とりわけ、商業施設を通じて実施される活動が準備的・付帯的である場合、耐久的施設設置が排除できる。

代理店

外国企業が代理店を通じてチェコ国内でビジネス活動を行う場合も恒久的施設の設置ができる。

個人所得税

非居住者は、原則として滞在日数が連続する12ヶ月間のうち183日未満の場合、チェコ国内で提供した仕事に対し外国雇用者から受けた給与**所得**は課税対象とならない。但し、チェコ国内にある**恒久的施設**において行われた役務を源泉とする所得は免除されない。

駐在員の課税

課税所得は給与所得（住宅手当、社用車個人使用等の諸手当を含む）、事業所得、投資収入、賃貸収入、その他の収入を含む。一般的に、金銭的収入・非金銭的収入の両方が課税される。

所得申告は、申告対象期間の終了から3ヶ月以内（または、公認税理士に申告業務を正式委任した場合は6ヶ月以内）に所轄税務署にて行なわなければならない。

チェコ企業または外国企業のチェコ支店に直接に雇用された外国人駐在員は、雇用初日からその雇用所得が課税対象となる。チェコ企業または外国企業のチェコ支店が駐在員の所得から毎月源泉徴収する。雇用契約に基づく所得以外の所得がなければ、雇用者が駐在員の所得申告に替えて、期末の税精算を準備することが一般的である。

外国企業が役務契約の下でチェコ企業に駐在員を派遣した場合、派遣された者は所轄税務署に個人納税者として届け出なければならない。その所得は所得申告を通じて課税される。駐在員は、前年度の課税額に応じて半年毎または四半期毎に予定納税を行う義務がある。

2011年の個人所得税率は15%の一律税率である。所得課税標準は、チェコ国内の実質あるいは想定される社会保険料及び健康保険料（使用者負担）を上乗せし、そこから（いわゆるスーパーグロス給与）納税額が計算される。よって、実効税率は15%より高い。

社会保険

2011年の社会・健康保険料負担は、被雇用者が税込給与額の11%、雇用者がその34%をチェコ社会保障・健康保険庁へ拠出しなければならない。

2004年1月1日の改正により、チェコでチェコ企業に雇用された外国人、またはチェコが社会保障協定を締結されている国を所在国とする外国法人（雇用者）に雇用された外国人は、チェコの強制社会保険・健康保険システムにおいて保険料支払いを義務付けられる。上記の場合、雇用者も同様に保険料を納めなければならない。チェコの2004年5月のEU加盟に伴い、チェコ共和国で働くいかなるEU加盟国の被雇用者及びその雇用者も、EU法で免除されない限り（例えばE-101/A1認証）、チェコの社会・健康保険料を支払う必要がある。

	雇用者負担 (%)	被雇用者負担 (%)
健康保険	9.0	4.5
年金保険	21.5	6.5
失業保険	1.2	0.0
疾病保険	2.3	0.0
合計	34.0	11.0

2008年より、被雇用者負担の社会・健康保険料の算定基礎となる年額の上限が導入された。2011年はチェコ平均月収の72ヶ月分（すなわちCZK1,781,280）となる。

付加価値税 (VAT)

チェコ共和国の付加価値税法は、EU VAT 指令（すなわち同法令 6 条、8 条、13 条）に合致する。一般的に以下の取引が VAT の対象となる。

——チェコ国内でのすべての課税対象の財貨およびサービス

——チョコにおける財貨の取得及び輸入

課税対象の財貨およびサービスとは、サービスの提供、財貨の引渡、権利の行使と譲渡、不動産・建物・構造物の譲渡、他の EU 加盟国からの財貨取得などを意味する。

企業は、EU 域外からの輸入品に関する VAT を申告する義務がある。しかし財貨輸入に関するそのようなインプット VAT（仮払い VAT）の還付申請ができる資格はある。他の EU 加盟国から財貨を取得した場合も、VAT の処理を行う必要がありながら、インプット VAT の還付申請ができる資格もある。一定の国内サービス（例えば金融サービス、保険サービス、VAT 登録していないものへの賃貸料支払い等）は VAT 免除であるが、インプット VAT の還付申請ができない。

チェコからの輸出品は VAT の対象とならない。一般的には、チェコ国外（EU 加盟国あるいは第三国）に施設のある納税義務者に提供されるサービスはチェコでは VAT の対象にならない。サービスの受益者は、所在している国において VAT 申告をしなければならない。またそれらのサービスに関わるインプット VAT を還付申請できる権利がある。一方、他の EU 加盟国または EU 域外からサービスを受けた場合、“リバースチャージ”と呼ばれる方法に基づき VAT の申告を行う必要がある。

VAT には二つの税率がある。

- ほとんどの商品及びサービス（広告、修理など）に適用される **20%**
- 一部の商品・サービス（基礎食品、特定の医療器具、書籍）に適用される **10%**

VAT 目的上にチェコに登録した住所、営業所や施設を有し、連続する 12 ヶ月間の売上高が CZK100 万（約 54,500 USD）を超える個人・法人は、VAT 登録を税務署に登録しなければならない。登録義務は、チェコで提供される他の EU 加盟国からのサービスを受領したり、他の EU 加盟国から取得した財貨の年度額が 32 万 6 千 CZK（17,800 USD）を超えたりした場合にも、発生する。チェコ国内に登録事務所、営業所や施設のない個人や法人は、チェコ国内で VAT 目的の課税可能な財貨やサービスを供給する場合、課税財貨やサービスの取引した初日から、チェコ VAT 法上の納税者として税務当局に登録しなければならない。VAT 納税目的のみで登録したものの納税期間は四半期、その他のものは、1 ヶ月または 3 ヶ月毎である。

物品税

化石燃料、潤滑油、スピリッツ、蒸留酒、ビール、ワイン、タバコに課せられる。税額は製品の一定単位当たりで定められ、生産者または輸入者が支払う。タバコの場合は、定額と小売価格の何割かを合計した額になる。

エネルギー税

2008 年 1 月 1 日から発効した税制改正に伴い、関連 EU 指令に対応し、電気、天然ガス及びその他のガス、固形燃料（以下まとめてエネルギーと呼ぶ）の供給を対象とした新たな間接税が導入された。エネルギー税の納税者は、最終消費者にエネルギーを販売するサプライヤーまたは配電・送電系統運用者である。課税免除されたエネルギーを免税対象以外の目的で使用する場合、または免税エネルギーを使用するものもエネルギー税を納税する義務がある。

電力税は MW/h 当たり 28.30CZK。ガス税は利用するガスの種類、利用目的、課税発生時期により MW/h 当たり 0CZK から 264.80CZK と異なる。固形燃料の利用には 8.50CZK/GJ の税が課せられる。最終使用者は、特定の目的でエネルギーを使用する場合は、税免除を申請できる。

道路税

道路税は、チェコで登録され業務用に使用される自動車を対象に課せられる。乗用車は排気量、他の商用車は重量と駆動軸の数に応じて暦年にて課税される。納税額は排気量 800cc 以下の 1,200CZK から、36 トン以上の重量車の 50,400CZK までの範囲である。2008 年には、車両の初登録日によって税率の引き下げシステムが新規導入された。

12 トンまでの貨物車両のうち電気あるいはハイブリッドエンジンを採用し、LPG・CNG 燃料を使用するものは道路税免税対象となる。道路税申告は、課税年度の翌年の 1 月 31 日までである。

不動産税

不動産税には、**土地税**と**建物税**があり、当課税年度の 1 月 1 日の状態による。不動産税は通常、土地、建物の所有者によって年ベースで納付するが、不動産の使用者、借借者が納税する場合もある。全ての納税者は、当該課税年度の翌年の 1 月 31 日までに税務署に納税申告書を提出しなければならない。次回の課税年度以降は、税計算に関係する条件が変わった場合のみ申告しなければならない。

土地税は土地台帳に登録された区画に対し、その所有者、借地人または使用者に課税される。2010 年 1 月 1 日から土地の税額は、倍となり、建設用地平米当たり単価は 2 コルナ（土地の所在する市町村の規模により調整される可能性あり）となっており、その他の土地は平米当たり 0.2 コルナとなった。

建物税は登録された建築物敷地面積に応じて課税される。商業用建物の場合、1 m²当たり 2 コルナから 10 コルナであり、住宅の場合は、1 m²当たり 2 コルナから 8 コルナである。2 階建て以上の建物については、2 階以上の各階ごとに 1 m²当たり 0.75 コルナが加算される。

土地税および建物税の最終税額は上記の基本税額に 1 から 4.5 までの地域係数を乗じて得られる。プラハは最高の係数が適用される。また、市町村は特定の種類の不動産に関して納税額を増額する為に地域係数を定めることができる。2009 年に新たな地域係数が導入された。市町村はこの最大係数を 2 から 5 までのスケールで決定できる。

2012 年以降、舗装されている商業用地に関する税が変更される予定になっている。

不動産譲渡税

不動産譲渡税は、免税の対象とならない限り、不動産の売却価額または鑑定人の定めた評価額のいずれか高い方の一律 3% が課せられ、売却者により支払われる。購入者は保証人となる。場合により、納税者は財務当局に不動産譲渡税の免除を申請することが出来る。

相続税、贈与税

相続税は遺言者の死亡により、相続人が資産を相続する場合に支払う。資産には、不動産（土地、建物）、動産、証券などが含まれる。

チェコ国内に存在する不動産の相続税は、遺言人、相続人の居住の如何にかかわらず相続税の対象となる。動産の相続は、遺言者がチェコに永住していた居住者の場合、相続人が相続した動産はすべて課税対象となる。その際、動産の所在地は、チェコ国内・国外とも同様に扱われる。遺言者との関係に応じて、相続人に 3 カテゴリーがある。第三カテゴリー（遺言者ともっとも関係が薄いもの及びあらゆる法人）に属する相続者のみ相続税対象となる。

適法行為或いは適法行為に関する対価なしの資産受領は、贈与税の対象となる。資産がチェコ人の個人または法人に贈与された場合は、受領者が贈与税を支払う。贈与者は贈与税の保証人となる。資産が外国人に贈与された場合は、チェコの贈与者が贈与税を支払う。グループ I とグループ I I に属する個人間で発生した取引は贈与税、相続税免除の対象となる可能性がある。グループ I とは一親等（両親、子供）および配偶者；グループ I I とは兄弟（姉妹）、甥、姪、叔母、叔父等である。

2011 年以降、発電会社は無償で提供した排出権も相続税対象となり、特別税率の 32% が適用される。

地方税

従来、チェコ共和国では地方税を課していない。ただ、企業廃棄物や温泉、宿泊施設、TV、ラジオの利用関連ビジネスに関して一部地方税を課している場合がある。